

認定都市プランナー制度

Certified Urban and Regional Planner



認定都市プランナーが薦める“まち”10選
第1位 川越市の歴史的街並み

認定都市プランナー制度とは

多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、この業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしたうえで「都市プランナー」として認定し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的に平成27年（2015年）10月に創設したものです。

認定都市プランナー制度は、令和3年2月国土交通省登録資格に登録されました

本制度が広く活用されることを促進するため、昨年10月に国土交通省の民間資格の公募に応募し、令和3年2月10日付で国土交通省登録資格に登録されました。

国土交通省登録資格制度に登録されると、国土交通省の総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて制度の活用が進められます。

また、地方公共団体の発注業務においても、国土交通省よりこの制度の活用を図ることが周知されています。

令和5年度より、行政職員、学識経験者の方々が受験できるようになりました

これまで、認定都市プランナーの認定審査を受験することが出来る人は、民間機関等に属する人もしくは民間のフリーランスの方に限られていました。

一方、多様化、複雑化するこれからの都市計画に取り組むにあたっては、産学官民がそれぞれの職能を生かして効果的に連携して取り組んでいくことが求められます。

そこで、2023年度より、民間機関等に属する人以外の行政職員や学識経験者などで一定期間以上の実務実績がある資格取得希望者においても、受験が可能な制度の改定を行いました。

認定都市プランナーの区分

●認定都市プランナー

総合的な空間計画の立案とその実現に中心的に関わることが出来る豊富な経験（都市計画分野における実務経験が15年以上の者に限る。）と一定水準の知識、技術、倫理性を有する者で登録された者

●認定准都市プランナー

総合的な空間計画の立案とその実現に関わることが出来る一定の経験（都市計画分野における実務経験が5年以上の者に限る。）と一定水準の知識、技術、倫理性を有する者で登録された者

本制度の特徴

- ① 都市計画4団体（都市計画学会、都市計画協会、都市計画家協会、都市計画コンサルタント協会）の連携協力のもとに、都市計画コンサルタント協会が運営しています。
- ② 登録する専門分野の実務実績を重視した認定審査を実施しています。
- ③ 専門性を明らかにしたうえで認定審査を行います。
- ④ 推薦方式を採用します（都市計画4団体及び認定都市プランナー2名からの推薦）。

認定・登録の専門分野

- 都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する右記12分野の専門分野を明示し、登録します。
- 1年度1分野のみの登録ですが、翌年度以降であれば他分野を複数登録することも可能です。
- 12分野をもとに、より細かい専門分野の登録（細分類）を行うことが出来ます。

<基本分野>

- 総合計画
- 土地利用計画
- 市街地整備計画
- 交通計画
- 公園緑地計画

<応用分野>

- 防災
- 景観・都市デザイン
- 環境・エネルギー
- 住まい・コミュニティデザイン
- 健康・福祉

+

細分類

<都市・地域マネジメント>

- 都市・地域経営
- プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント

これまでの登録者数

令和7年3月時点で、認定都市プランナー424名、認定准都市プランナー173名が登録されています。

その専門分野別人数は右表のとおりです（専門分野を複数登録可能なため、登録者数に対して登録分野数が重複しています）

	分野なし	総合計画	土地利用計画	市街地整備計画	交通計画	公園緑地計画	防災	景観・都市デザイン	環境・エネルギー	住まい・コミュニティデザイン	健康・福祉	都市・地域経営	プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント	登録分野数 合計	登録者数(人) 合計
認定都市プランナー	—	71	53	135	46	24	18	41	8	32	5	36	14	483	424
認定准都市プランナー	36	14	13	44	15	8	5	11	4	4	2	12	5	173	173

※登録された認定都市プランナー、認定准都市プランナーの登録事項は、都市計画コンサルタント協会ホームページのデータベースにおいて検索が可能です。

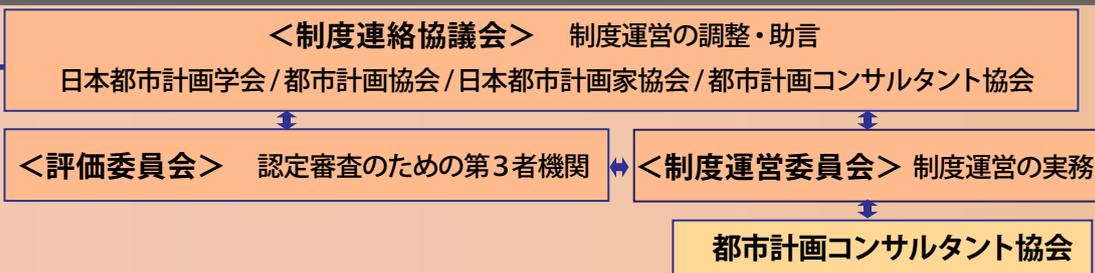
審査までの流れ

認定都市プランナーは、口頭審査を受ける必要があります。



認定審査・運営体制

本制度の運営に当たっては、都市計画関連4団体が連携協力する体制を構築しています。



本制度の活用方法

認定都市プランナーは、都市計画4団体が連携して認定する我が国で初めての都市計画分野における実務専門家に関する資格です。本制度を自治体等の皆様に活用して頂くためには、次のような方法が考えられます。

- 公募型プロポーザル実施要領等に認定都市プランナー登録・認定制度を活用することにより対象業務に相応しい管理技術者を確保することが可能となり、業務成果のより一層の質的向上が期待できます。
- 令和6年度より都市計画コンサルタント協会が実施している、地方自治体に認定都市プランナーを派遣する制度の活用。

令和7年度認定審査

令和7年度における認定審査の実施要項は、5月1日に都市計画コンサルタント協会のホームページにて公示します。詳細は、実施要項を参照して下さい。

問い合わせ先

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会
〒102-0093 千代田区平河町2-12-18 ハイツニュー平河3階
TEL:03-3261-6058 FAX:03-3261-5082
E-mail: info@toshicon.or.jp URL:http://www.toshicon.or.jp